

論説

事務管理における 「他人のためにする意思」要件の意義 (1)

塩原 真理子

はじめに

事務管理の教科書設例といえば、緊急の人命救助であり緊急の財産管理である。その特徴は、事務管理者の自発的かつ無償の行為である。しかし、事務管理の適用が争われた裁判例を見れば、そのような事案はごく僅かである。むしろ、当事者の一方は契約の成立を主張するが、他方は成立を争っているために、予備的に事務管理の成否も争点となっている¹。当事者の一方は少なくともその主張においては契約上の義務の履行行為のつもりであり、その行為に対して報酬を得るつもりでもあるという事案である。このような行為を、事務管理規定の適用対象とすべきであろうか、更に進めて事務管理の実質的な中心領域を形成する行為とさえ捉えるべきであろうか。この問題をどのように考えるかが、事務管理の要件としての「他人のためにする意思」の要否・意味内容を左右する。

ヨーロッパでは、近時、DCFRのヨーロッパ事務管理法提案の公表とその批評があり、それと相前後してドイツでは事務管理をテーマとする学術論文が複数発表されている。DCFRは利他的行為の促進を目的に据えて制度を構築する提案であり、介入者の（誤解に基づくものを含む）義務履行行為については、義務であること以上にさらなる誘因を必要としないために制度の適用対象外とする。介入者が主として「本人のためにする意図」で行為し、かつ、その行為の合理的理由を有していれば、本人の意思への合致は問わない。効果面では、人助けを促進するため本人に対する損害賠償請求権も報酬請求権も認める。このような制度は、わが国の裁判例に現れる事務管理事案を包摂しえないものであるが、わが国においても、人助け行為を促進するために民法外あるいは法律の外では取り組みが行われており²、そのような要請が存在するのであれば、立法論として同種の制度を採用する可能性はある。

わが国の事務管理規定と同様に「他人のため (für einen anderen)」を要件

とするドイツでは、本稿でも扱うテーマが事務処理の性格を持つ挫折した契約関係として論じられてきた³。DCFRのヨーロッパ事務管理法提案に前後して刊行された文献においては、概ね「客観的他人の事務」から「他人のためにする意思」を推定する判例は批判され、「他人のためにする意思」要件の解釈を通じて事務管理の適用領域を確定するための試みが見られる。

本稿では、第1章でヨーロッパ事務管理提案とそれに対する反応を見た後、第2章でドイツの学説を参照する。第3章では、わが国における事務管理制度の意義・必要性を裁判例から分析する。最後に、ドイツの多様な学説を参考に事務管理の要件としての「他人のためにする意思」の要否・意味内容を明らかにすることに努める。

第1章 DCFRの事務管理法提案とその後の反応

1 DCFRの事務管理提案

この提案⁴は、正当と認められ、本人の自由を尊重する限りで、親切的連帯に基づく行為にインセンティブを供給することを制度目的と捉えている⁵。この目的を実現するために、2つの積極要件と3つの消極要件を設定する。①主として他人（本人）のためにする意図で行為すること、②介入者が行為する合理的根拠を有すること（1：101(1)）、③本人に対する契約上の義務もしくはその他の義務に基づいて行為する権限を有しないこと、④本編以外で、本人の同意と関係なく行為する権限を有しないこと、⑤第三者に対する行為義務を負っていないことである（1：103）。

①要件のコメントによれば、自身の利益を追及する者は事務管理者ではない。他人の事務を引き受けたとしても意図して行われたのであれば事務管理ではない。ただ、他人のためだけに行為する者はいないという問題を逃れるために、提案は「主として他人のためにする意図」で行為することを要件とした。しかし、いずれの意思が優越するかを判断する基準は示されていない。「主として他人のためにする意図」が認められない例としては、いわゆる相続人捜索人の事案⁶があげられ、事務管理を肯定する例としては、当局に代わって倒木を公道から運び出す行為によって、自らも所有地への通行が可能になる事案、父親が所有する高価な絵画の没収を避けるために、将来の相続も念頭に父親の未払いの税金を弁済する事案等があげられる⁷。

無効な契約の履行のための行為も、「主として他人のためにする意図」を欠いたものと扱われる⁸。無効な契約に基づき行為する者は、権限なく行為しているが、締結された取引を遂行することによって自身の利益をあげようとしているからである。典型例は、不適法、方式違反、当事者が真に合意していない

契約に基づいて行われた履行である。そのような履行に関する請求は不当利得法で処理される。法律状態の誤解の結果として債務を履行する場合も同じである。ただし、刑法に基づく救助義務の履行の事例は別とされる⁹。

他方、⑤要件は第三者に対する行為義務が他人のためにする意図を排除することの確認規定ではない。起草者は、第三者との契約に基づく義務が存在するにもかかわらず、他人のためにする意図で行為する例をあげている。⑤を消極要件として掲げるのは、契約相手との関係と併存して本人との関係を創設する必要性も十分な根拠も存在しないからである¹⁰。

他人のためにする意図が優越している場合にも、同時に自身の目的の促進をも図っている場合には、効果を決定する際に考慮される可能性がある(3:104)。隣家の浸水を回避するために建設業者を呼んだが、そうしなければ自身の家も浸水することを認識していた事案がその例である¹¹。

3:102が報酬請求権を付与している点について、後述のとおり、報酬請求権と利他主義の構想は両立可能かという批判が投げかけられることになるが、起草者は、意識を失っている人を救助する医師が後に報酬を請求したとしても、行為時における利他的な意図は失われるわけではないという。

2 DCFRの事務管理法提案に対する反応

提案は「主として他人のためにする意図」の内容を定義してはいないが、この意思是、利他的行為を促進するという制度目的との関係で事務処理者の動機であると解釈されている¹²。

この提案には批判的な反応が寄せられた¹³。第一に、ヨーロッパの事務管理制度は歴史的に様々な機能を担ってきたにもかかわらず、提案がヨーロッパ私法の伝統に立脚しているかのような体で利他主義の制度として構築されていること自体が批判を受けており¹⁴、その実現を図る中心要件である「他人のためにする意図」に批判が集まるのは必然である。第二に、私法の領域において公共の利益目的で個人の自由を制限する根拠が明確でないこと、公の費用での誘因設定といった他の選択可能なモデルが立法者の視野に入っていないことに対する批判がある¹⁵。しかし、このような歴史的、規範的欠点にもかかわらず、利他主義の制度として特徴づけるとしても、利他的動機を要件とすることについては以下のような批判がある。第三の批判は、「他人のためにする意図」と報酬請求権の関係に向けられている。DCFRは効果として報酬請求権を認めており、介入者の利他的な動機と両立しうるのかという疑問である¹⁶。第四に、動機を要件とすることに対して、動機は証明できない、動機を区別することはできない¹⁷、いずれの動機が優越するかも判断できないという批判がある¹⁸。第五に、結局のところ、「主として他人のためにする意図」は結論の背景にあ

るさまざまな規範的判断を隠していると批判されている。例えば、ヤンゼンは、社会的に望ましい活動に「主として他人のためにする意図」を認めているに過ぎないという¹⁹。ハインツは、無効な契約の履行行為や刑法上の義務履行行為の場合に、DCFRは事務処理者の主観的態度の考察を断念していると指摘し、その背後には次のような規範的評価が隠されているという。公共の利益となる救助給付を促進するというDCFRの機能に照らし、懈怠に刑罰が科されている行為の実行には保護すべき公共の利益があるのに対し、契約上の義務の実施は、通常、契約関係内での利益を促進するに過ぎない。それ故、DCFRは前者においてのみ「主として他人のためにする意図」を肯定する²⁰。

第2章 「他人のため (für einen anderen)」の解釈に関するドイツの学説

他人のためにする意思とは、他人の計算で事務を処理する意図なのか、本人の意思に従属する心構えなのか、利他的な動機なのかという問題について、BGHの判例は明確に言及することなく、客観的他人の事務から「他人のため」にする意思を推定し、その結果、事務管理に広い適用領域を与えている。このような判例に対して、ヴォールシュレーガーは、「他人の事務」の概念を事務管理の決定的要件に据え、事務管理の適用範囲を限界づけようとした。彼のいう「他人の事務」は、判例とは異なり、他人が事務処理者よりも費用を負担し事務処理から獲得されたものを保持するより近い地位にあることによって定まる（客観説）²¹。他方、「他人のため」を事務処理者の実際の意思の方向に限定することによって、事務管理の適用範囲の限界づけを試みる学説も現れた（主観的要件としての他人の事務処理意思説）²²。同じく、「他人のため」を事務処理者の意思の方向に関する要件としつつも、その意思は規範的に決定されとするのがヴィットマンであった（規範的要件としての事務処理意図説）。以下にみる近時の論文もこれらのいずれかの学説の影響の下にある。まずは、1でベルクマンによる規範的要件としての他人の事務処理意図説、2で主観的他人の事務処理意思説、3ではその他の学説として、事務管理制度を残す場合にはという限定付きでの客観説、あるいは他人の事務処理意思を不要とする類型を設けるといふ学説を概観する。

1 規範的要件としての他人の事務処理意図説

ベルクマンの見解

ベルクマンは、事務管理の基礎づけ理論としての人類扶助理論、準契約理論、客観理論、準不法行為理論はいずれも事務管理の法制度を解明することはでき

ないとし、従属理論を提唱した²³。彼によれば、事務管理の体系上の位置は、事務管理が委任や事務処理契約といった利益擁護タイプの契約の法定債務関係における対応物であることにより正当化される²⁴。利益擁護タイプというのは、当事者の一方（事務処理者）の利益の他方（本人）の利益への従属によって特徴づけられる。事務管理が利益擁護の法定債務関係であることは、以下の規定に見出される。BGB677条は事務処理の本人の利益への従属を規定し、BGB681条1文は、事務処理者の通知・待機義務を本人の指示を逸脱しようとする受任者の義務と同様の内容で規定する。事務処理者が自らの行為の経済上の成果に直接関与しないということも従属に適合する（BGB681条2文、667条）。損失も事務処理者ではなく本人の負担になる（BGB683条1文）。「事務処理意図（Geschäftsführungsabsicht）」は、この「他人の利益のための（fremdnützig）」²⁵利益擁護という利益構造タイプが要件として具体化したものであり、事務処理者の行為がその社会的な意味と客観的目的方向に照らして他人のための利益擁護である場合に認められる。

事務処理意図が規範的に理解すべき要件であることは法律自体の構想と目されている。本人について錯誤があった場合に真の本人に対する事務管理を成立させるBGB686条によれば、決定的なのは行為の客観的目的方向である。加えて、主観的要素の証明困難という実際的な考慮もなされている。主観的モメントを断念することに対して想定される異議に対しては、規範的意思の推測によって認められる黙示の意思表示理論が引き合いに出されている²⁶。既に法律行為学説がその中心部分でもつばら人の行為に結びつき、経験的意思とは無関係に法律効果を導いていることを認識すれば、事務管理の領域で事務管理者の経験的意思のモメントを断念することに対する異議も当たらない。とはいえ、すべての他人の利益の促進が事務処理意図の規範的推論にとって十分とされているわけではない。他人の反射的利益は他人の利益のための事務処理を根拠づけることはなく、事務処理者側の反射的利益は他人のための利益擁護を取り去らない²⁷。反射的利益か否かは、事務処理者の行為が従属している利益か否かによって判断される。これは、他人の事務か否かの判断と同じではない。例えば、事務処理者による被保険者の救助行為は健康保険組合の事務（他人の事務）でありうる。しかし、健康保険組合のための事務は存在しない。事務処理者の行為の指針は健康保険組合の利益ではなく、被保険者の利益だからである。事務処理者側の反射的利益は、事務処理者の動機に関わるに過ぎない。事務処理者が私欲的な動機あるいは（誤解による）義務に基づき行為に着手しても、行為が社会的な意味に従って他人の利益のためのものである限り、事務処理意図を排除しない²⁸。

このようにベルクマンは、事務処理者が行為の基準としている利益を規範的

に特定することにより、事務処理が複数の異なる利益に関わるという従来問題となっていた状況の取扱いについて一貫性のある解決を試みている。以下では、本稿に関連する①他人の義務であり、事務処理者自身の義務でもある行為、②第三者に対して契約上義務付けられた行為、③無効な事務処理契約に基づく行為についてのベルクマンの見解を確認する。

①他人の義務であり、事務処理者自身の義務でもある行為

上述のとおり、規範的に理解すべき事務処理意図は、事務処理者の行為が他人のための利益擁護であるか否かによって決定されるので、自らの義務の履行であることは事務処理法に基づく請求権を排除しない。だが、事務処理者が本人の利益に反する自己の義務に従う場合には事務処理意図の要件は充たされない。自己の義務でもある他の扶養義務者の義務を履行する場合、扶養の付与の社会的な意味によれば、行為の基準となるのは扶養権利者の利益であるので、他の扶養義務者のための事務処理は存在しない²⁹。ただし、他人の扶養義務を履行した場合、特別な求償請求権がBGB679条、683条1文より生じうる。公共機関が私的な事務を処理した場合、例えば、消防士が第三者によって有責に惹起された火事の消火にあたった場合、消防士の行為の基準は放火犯の利益ではないから放火犯のための事務管理は成立しない³⁰。ただ、危険が迫った所有者のための事務処理か、公共の利益のための事務処理かは問題になり得る。

②第三者に対して契約上義務付けられた行為

この状況は、(a)第三者との契約に基づく行為によって他人（本人）の第三者に対する義務を履行する事例群、(b)第三者との契約に基づく行為によって他人の利益を促進する事例群に分けられる³¹。(a)の状況では、本人の利益への従属を欠いているために他人の事務処理意図を欠く³²。例えば、第三者（委任者）の土地に誤って駐車された車をレッカー移動する業者（受任者）は、行為の社会的意味によれば、委任者の利益に従うつもりであり、車の保有者のための事務管理は成立しない。(b)は真正な事務管理の事案である。ただし、直接の事務処理者が契約関係にある第三者の履行補助者である場合には、事務処理者に事務管理は成立しない。直接の事務処理者が第三者から独立している場合、事務管理が成立する³³。第三者による委任であるために本人が事務処理者に対し直接訴権（*actio directa*）を主張できなくなることは受け入れられない。事務処理者は原則として費用の賠償、場合によっては報酬も請求できる。しかし、事務処理者と第三者の間の契約上の報酬合意の内容が、事務処理者は排他的に委任者から報酬を受けるということであるならば、BGB685条1項によって本人に対する費用賠償請求権は封じられる。このとき、贈与意思も他人の事務処理意図と同じく規範的に判断され、事務処理法の外にある無資力リスクの正当な配分の観点も考慮される。贈与意思を介した解決は、個別事案の事情に応じた

判断をもたらす。例えば、事務処理者が委任者の資金繰りの悪化を認識している場合、本人との関係で贈与意思を推定することはできない。ただし、本人との契約締結の可能性を利用しなかった場合には、事務処理者は制度的制限により、報酬を請求することはできない。費用賠償に止まる。

③無効な事務処理契約に基づく行為

本人に義務付けられているという想定も、他人のための利益擁護に影響しないので、ベルクマンは、無効な事務処理契約へ事務管理規定を適用する判例を支持している³⁴。判例は、事務処理者の行為が法律上の禁止に反するために無効である場合、その支出を必要とみなしてはならないとして費用償還請求を認めていない。ベルクマンも、禁止法規の趣旨と目的からやはり報酬を請求することはできないとして結論を共有する。反対説から判例に対する批判には次のように答えている。反対説による批判の第一は、瑕疵ある給付（例えば瑕疵ある修繕作業）の場合に、請負契約が有効であれば事務処理者は無過失責任を負うのに対し、無効な場合は事務処理者が必要とみなしてよい費用という形で完全な報酬が支払われ、注意義務違反に対してのみ責任を負えば足りるという不均衡の問題である。第二に、BGB 812条以下は法的根拠のない給付の清算のための特別規定であるから、BGB 677条以下に優先するといわれている。ベルクマンは、第一の点に関して、有効な請負契約と無効な請負契約の間の法律関係は異なるので、瑕疵の取扱いは異なってよいとする³⁵。有効な請負契約が存在する場合には、本人はいつでも解除できるものの、原則として合意された報酬を支払わねばならないのに対し、事務管理の本人はいつでも中止を要求でき、それまでの報酬を支払えば足りる。つまり、請負契約が無効であることによる本人の瑕疵担保責任の喪失は、完成リスクを事務処理者に移転するための本人の代償（犠牲）である。第二の点に関しては、無効な契約の清算も契約の利益構造タイプに応じて行われるべきであると述べられている³⁶。すなわち、BGB812条以下は差額説（Saldotheorie）ないし反対給付の返還請求権の理論（der Theorie der Gegenleistungskondiktion）で補充された無効な交換関係の清算のための法律プログラムである。無効だが実施された従属関係には、他人のための利益擁護の特別な利益状況に基づいて、BGB 812条以下ではなく、この場合に調整されたBGB 677条以下が優先する。ベルクマンによれば、事務処理の規定によって次のとおり、事態適的な解決が図られるという。不当利得法の利得の吸い上げという考え方では、何故、無効な事務処理契約の場合にも事務処理者が事務を規律にしたがって処理し、本人の指示に従うよう義務付けられるのか説明できない。不当利得法は、当事者の財産法上の調整を処理するにも適さない。事務処理法によれば、事務処理の実施のために本人によって委ねられた資金は常に本人に配分されること、事務処理者が資金の目的適合的使用

に対し賠償を請求されないこと、残った資金を返還しなければならないこと、資金の目的適合的使用違反の場合に責任を負うということを根拠づけることができる。

2 主観的他人の事務処理意思説

(1) ジッペルの見解

ジッペルは、論文「事務管理及び失敗した事務処理の性格をもつ契約関係の清算」³⁷で、①自己の事務と誤解した事務処理、②契約で承認された権限の踰越、③失敗した契約開拓の3つの事案類型につき、判例と支配的学説による結論及び法律構成の相違を明らかにする作業に取り組んでいる。その結果、①類型では判例と学説は結論を異にし、②類型ではともにBGB280条1項による契約侵害とみなし、③類型では結論は一致するものの法律構成を異にするということであった³⁸。ジッペルの判例の整理を本稿の主たる検討対象である①③類型に絞って略述すると以下のとおりである。

①類型のうち、事務処理者が有効な契約があると誤解して事務処理を行った場合、BGB677条以下が適用される。契約関係への同意が欠けていたという場合も同様である。ただし、意思表示の瑕疵による取消の場合には、事務処理が本人の利益と意思に合致しないので事務管理が成立しない。有効な契約が後に成立するものの、それ以前にその契約を想定してなされた先履行行為にもBGB677条以下が適用される³⁹。事務処理実施の際に、事務管理者が契約の未成立を知っていた場合と、成立済みであると誤解している場合があり、後者は、上記の契約同意が欠けている場合と同じである。前者のうち、具体的な契約締結が事務処理の実施の際、既に両当事者によって意図されていたのであれば、事務管理規定が適用される。行為者の動機が単に契約の開拓のためであった場合には次の③と同じになる。③類型では、私法のリスク配分により、契約締結に失敗した事案に事務管理の規定はもとより適用できないとする⁴⁰。①と取扱いが異なるのは、無効な契約の場合には、給付交換が少なくとも契約締結者の表明された事実上の意思に適っているからである。これに対し、ジッペルによれば、支配的学説は、特に①類型の判例に対し、早計に他人の事務処理意思の存在を推定している、個別事案で積極的に意思の方向が確定されなければならないと批判している⁴¹。

ジッペル自身は、事務管理の防御機能、補償機能、正当化機能、誘因機能⁴²から、事務管理の本質的特徴は、当事者間の合意が欠けていること、事務処理者は通常反対給付請求権を有しないこと、事務処理者は事務処理から財産的利益を得ないが、財産的不利益も被るべきではないということであり、無効な事務処理契約、失敗した事務処理契約においてはこれらを備えていないため、事

務管理の適用範囲を制限するべきであると唱える⁴³。しかし、自己の契約上の義務に基づく行為は排他的に自己のために行われているという立場には与せず、「自己の事務であると同時に少なくとも他人の事務でもある事務(auch-fremden Geschäft)」に属する失敗した契約関係の場合には、他人のための意思の方向が事務処理者に行為をさせたのか、自己の契約上の義務を履行する意思に帰せられるのが重要であるとする。判断過程は以下のようになる⁴⁴。

第一段階では、事務管理の要件としては、委任や有償の事務処理契約と同様、最小限の他人の利益擁護があれば十分とされる。誤解に基づく自己の契約上の義務を実施する場合、一方で、自己の事務を実施するつもりであり、他方で、auch-fremden Geschäftの性質上、他人に向けられた意思も存在する。そのような場合に、第二段階として、行為者が主として自己の事務、他人の事務のどちらを処理するつもりであるのかという問題が立てられる。この段階で動機が重視される。事務処理に関する他人の利益が事務処理行為の唯一のあるいは少なくとも支配的なきっかけであるかどうか。個々の事案で行為者の動機を決定するのにふさわしい基準として上げられるのは、自発性ないし義務の不存在及び無償性のメルクマールである。事務処理の性格を持った有効であると誤解された契約の多くの場合に、他人の事務処理意思は否定されることになる。しかし、行為者が締結に失敗した契約関係の性質に基づき、自己のためではなく、第一に他人のために行為するつもりである場合には異なる。例えば、委任関係の場合、委任に基づく義務履行のために行為するという行為者の意思にもかかわらず、反対給付が欠けているため、他人に向けられた意思が優越しているということが可能である。この基準によっても行為者が主としていずれの意思で行為するのか確定されない場合には、第三段階として、他人のための意思の方向を推定するBGHの推定ルールが援用される。

(2) B.シュミットの見解

B.シュミットは「他人のため」の要件につき文理、歴史的、体系的、目的論的解釈を試み、主観的に理解されるべきと結論づけている。シュミットが決定的とするのは後二者の解釈であり、体系的解釈の中でも重点が置かれているのは委任契約の直後というBGB677条以下の位置である⁴⁵。主要な法律効果において委任と同様の扱いに耐えるためには、当事者の一致した意思表示の代用物が必要である、効果意思とは異なるものの、内心の意思の一致があってはじめて、委任類似の法律効果が正当化されるという。目的論的解釈においても、一方で、私欲なく他人の利益のために開始される真の救助準備に対して誘因を作り、他方で、本人の同意のない望ましくない介入は報いられるべきでないという事務管理の趣旨と目的は、そのような意思の一致がある場合に、費用賠償

請求権により他人のための事務処理に報いることを命じるとされる⁴⁶。このような解釈は、準契約理論に依拠した従来の学説を踏襲している⁴⁷。また、事務処理者の包括的な義務の規定によって与えられる事務管理像は、事務処理者の本人の支配への従属とその指示を尊重する心構えを含むとして、このことも事務処理者の主観的他人の事務処理意思を要求する根拠とされている⁴⁸。

B.シュミットは、主観的に理解される他人の事務処理意思を抽象的に定義することは困難であるとし、事務処理者の必要な内心の態度を記述する次のメルクマールをあげる。

第一に、他人の事務処理意思は、どのような種類の事務であろうと、事務を意識的に意図して他人のために行うということを要件としている。この意思は、行為の損失リスク（費用）と利得機会（利益）を自分で引き受けるのではなく、他人に割り当てることを欲している場合に肯定される⁴⁹。第二に、他人の利益のための債務関係としての事務管理の性格から、事務処理者は、事務処理の引受けが本人の利益に適しているということを確信していなければならない。BGB677条以下で規定された事務処理者の義務が、事務処理に関する支配は本人にあることを認識させる⁵⁰。第三に、事務処理者は「委任なく」行為していることを認識していることが必要である⁵¹。契約上の義務を意識して自らの義務を実施する人は、自己の事務を実施するつもりである。受任者は自身の債務を消滅させることが目的であり、それと並んで、他人の事務処理意思の余地はない。この点、委任のBGB662条が他人のために行う意思を要件としないことは首尾一貫している。委任では、当事者間の合意が債権債務の発生を正当化しているので他人の事務処理意思は必要ない。ただし、事務処理者に委任がないことの積極的な認識まで要求すれば、他人のための救助を過剰に制限するため、契約の存在が不確かである場合も「委任なく」の認識を認めてよい。この「委任なく」との認識を要求することにより、給付不当利得との境界付けが可能になる。誰かが本人に契約上義務付けられていると確信して行為するときには他人の事務処理意思が排除され、BGB812条の請求が可能になる。義務付けられていないと知りながら事務を引き受ける場合には、事務管理の請求権の問題となり、給付不当利得に基づく返還請求権はBGB814条（非債弁済）で失敗する。第四に、動機は法律上の評価に影響しない、人の行為の実際の動機はしばしば証明されないということから、動機は他人の事務処理意思から厳格に区別される。何故彼が事務の引受けを決断したのかが動機であり、他人の事務処理意思の存在は行為者が事務処理でもって目的としたことにかかわる⁵²。

続いて、本稿のテーマにかかわる問題、①事務処理に関する事務処理者自身の利益、②事務処理者の第三者に対する義務、③無効な契約に基づく本人に対する義務が他人の事務処理意思に影響するかという問題が検討される。

①事務管理規定の目的は他人の利益のための行為に報いることであり、他人の利益のための意図のみが費用賠償請求権を正当化することから一義的で明らかな他人の事務処理意思を必要とする⁵³。法適用の明確性の要請もある。事務処理者が必要とみなしてよい全ての費用の賠償を請求することができるオールオアナッシングの効果に対応するのは、排他的に他人のための行為のみである。ただし、事務処理者の利己的な動機や反射的利益は他人の事務処理意思を妨げない。行為が分割可能であり、一部が排他的に他人の利益で行われる限りで、事務管理に基づく請求権は発生する。

②義務付けられた事務処理者は自己の事務を実施するにすぎないとして一律に事務管理の適用領域から排除するべきではない。事務処理者が客観的に存在する義務を錯誤によって顧慮しない場合や、あえて義務に違反する場合には、他人の事務処理意思がある。このような事案をも適切に解決できることは、ここで主張される主観的構想の本質的な利点である⁵⁴。しかし、通常は、事務処理者にとって第三者に対する義務は認識されており、そのような場合、事務処理者はBGB677条以下の付随義務を遵守するつもりがなく、第三者に対する義務と対立する付随義務を遵守することは不可能でもあること、事務処理の引受けに関する自発性が欠けていることから他人の事務処理意思を認めることはフィクションになる⁵⁵。また、この場合、事務処理者は本人の利益への適合を確信することができないという点でも他人の事務処理意思を欠く。事務処理者の既存の義務に基づき履行される行為を、自分の費用で行わせることは本人にとって利益でないことが行為者にとっても認識可能である⁵⁶。

③事務処理者が本人に対する義務を前提としている限り、「委任その他の方法で権限を与えられていない」という認識がなく、さらに、行為が義務からの解放という利益によって導かれていることから、他人の事務処理意思は問題にならない⁵⁷。無効な契約の清算ではBGB812条が優先される。これに対して、事務処理者が有効な義務の欠如を知っていた場合、一律に事務管理を排除する必要はない。しかし、両方の契約当事者が無効を認識し、有効な合意がなくてもなお実施を望んだ場合、事務管理は成立するものの、事務管理にとって必要な内心の意思の一致と契約締結との類似性から、事務管理にも契約法や不当利得法の評価が適用される⁵⁸。それ故、BGB134（法律上の禁止）、138条（良俗）によって法律行為が無効となる場合には、同様の効果を生じる事務管理の債務関係も発生しない。

他人の事務処理意思の証明の困難は、他の内心の事実の証明の場合と同じである。行為者の内心の態度が極めて明白に外部に現れていた場合には、例外的に直接の証明手段による。そうでなければ、間接事実による証明が重要である⁵⁹。事務処理の客観的な影響も考慮される。事務の処理の方法、特に、事務

処理者が付随義務を遵守していることは、他人のための行為を強く支持する。上で行われた他人の事務処理意思に関する実体法上の要件の精緻化によれば、行為者が自己の利益をも追求した、あるいは、自己の義務を充たそうとしたという外部事情が示されれば、他人の事務処理意思は排除される。

(3) ロヤールの見解

ロヤールは「有償の事務管理」と題する論文で、報酬請求権が事務管理規定のリスク構造に及ぼす影響という観点から、事務管理者への報酬請求権付与の可否を検討し、その中で他人の事務処理意思の内容に言及している。概要は以下のとおりである。

事務処理法の要件は、BGB677条以下、662条以下（675条1項）に共通するリスク配分から帰納的推論により突き止められる。事務処理法に特別な法律効果、特にBGB683条1文の準用するBGB670条による費用賠償請求権、BGB681条2文の準用するBGB666条、667条による本人の報告義務、顛末報告義務、受領物返還義務は、統一的に、「経済上の代理」（*wirtschaftliche Vertretung*）の構造ないし目的概念によってのみ正当化される⁶⁰。事務処理の経済的な結果が直接行為した事務処理者ではなく、むしろ、経済的に代理される者としての事務本人に帰するということがすべての事務処理の基本構想である。本人だけが、事務処理からの利得の機会を持っているので、彼は偶然の損失のリスクも負担する。事務管理者の義務もこの点から正当化される。事務処理者の行為が本人の利益、不利益となる効果をとまなうので、事務処理者はもっぱら本人の指示と利益に従わなければならない、本人に包括的な報告、顛末報告の義務を負う。事務処理の結果とそこからの利得も本人にのみ帰属するので、事務処理から獲得されたものの返還を義務付けられる。判例・学説の基礎にある出捐意思で実施される他人の事務の概念は、客観的な財産の変化によって直接にもたらされる本人の（潜在的な）利益の根拠となり、本人は利益の補償義務を負うが、その利益が自動的に受益者（本人）のリスク負担をもたらしわけではない。このことは、請負契約法から明らかである。他人の物を修理する請負人は、通説の意味でいう客観的他人の事務を実行し、注文者はこれによって獲得された利益の補償に義務付けられる。しかし、成果がないというリスクを引き受けるのは請負人である。請負人が事務処理者でないのは、請負報酬の特別な構造による経済的な利益配分ゆえであり、それに法律上のリスク配分が結びついている。請負人は給付に必要な費用が同意された報酬を下回り利得するというチャンスとともにリスクを負っている。請負人自身がリスクの負担者なので、経済上注文者を代理しているとはいえない。請負人自ら経済上のリスクを負担するので、その支出に関して指図を必要とせず、顛末報告義務も負わない。

以上の説明にあるとおり、「経済上の代理」が存在するかどうか、結果として事務管理の特別な法律効果が妥当するかは、事務処理の客観的帰属（客観的他人の事務）のみで決まるわけではない。彼によれば、BGB683条1文、670条に基づく請求権はせいぜい費用賠償に向けられており、本人は事務処理者によって出捐されたもの自体を保持してよく、そのような法律効果は事務管理者の目的設定を必要とする。そうでなければ、出捐をした者はBGB812条以下に従い相手方に返還請求できるのが原則だからである。したがって、事務管理の要件である事務処理意図（他人の事務処理意思）の内容は、構造上、「本人は単なる不利益補償（費用賠償）の代わりに出捐を保持してよい」という事務処理者の目的決定に限られる⁶¹。このような見解に基づき、ロヤールは、不当利得法と事務処理法の同期を理由に事務処理意図の要件を顧みない見解に対しては、一方的に行われた出捐を他の人との関係で法律上是認し、清算しないというBGB677条以下の基礎にある目的を見誤っている、契約外の給付提供の可能性を法律上保障したいなら事務管理規定は必要であるとの批判を向けている。

彼にとって決定的なのは、行為が経済的な観点から行為者自身の利益にもかかわらず、他人のための経済上の代理であるかどうかである。誰のためにその行為を行いたいかという事務管理者の経済的目的設定を超える判断は問題ではない。事務処理者の事務処理に係る自己の利益は、リスク配分（本人への利益と費用の帰属）に関わらない限りは問題にならない⁶²。事務処理者が費用を超える報酬獲得を目的としている場合には、費用賠償さえすれば出捐を保持してよいという意思を欠いているから、BGB683条は適用されない。したがって、無効の請負契約に事務管理は適用されない⁶³。また、BGB677条以下にとって必要な事務処理者の目的決定は真正な主観的要素である⁶⁴。行為が何かの社会的意味に相当するという理由だけでBGB812条に基づく返還請求権を失わない。事務処理意図の規範的な内容という発言は、それが行為者の給付目的決定から、経済上の価値の割当てという客観的基準と結びついて生じるという意味においてのみ正しい。単なる出捐意思ではないので、行為の他人への作用から事務処理の目的設定を推定することはできない。

ここまでのロヤールの見解は、成果非依存の費用賠償請求権、それに由来する本人に対する包括的な報告、顛末報告義務、受領物返還義務を事務処理に特有の法律効果として他人の事務処理意思の内容を説明している。しかし、彼は事務管理の要件を統一的に理解しているわけではない。法律効果に応じて要件は区別される。すなわち、BGB677条の規定する一般的財産損害に対する責任は、事務処理関係に特別な他人の利益のための目的決定の現れではなく、特別な根拠づけを必要としない損害賠償責任である。それ故、事務管理者が報酬の獲得を望んで行為したために、上記の意味で他人の事務処理意思が存在しない

場合であっても、BGB687条2文（準事務管理）と境界づけるという意味で必要な、最も広い意味で本人のより良い地位さえ目的としていれば、事務管理者の義務の発生を認める⁶⁵。事務処理者の通知義務も、履行義務がなく、不履行の場合に損害賠償責任のみを発生させる保護義務としてBGB677条と同様に扱われる⁶⁶。

最後に、無効な事務処理契約へのBGB677条以下の適用の可否に関する立場が述べられている⁶⁷。彼によれば、このテーマの真の問題は、契約が無効であるにもかかわらず、契約の存在を信じて他人の利益のための目的決定で行われた出捐には法律上の原因があるか否かである。まず、無効原因によって区別される。BGB138条のように無効原因が給付事象自体を妨げようとしている場合には、事実上生じた財産移転は無効原因に矛盾し得る。契約が取り消される（*anfechten*）場合は、遡及的に給付と出捐から法律上の原因を取り去るので、BGB812条以下による清算のみが可能である。他方、契約締結の形式要件や意思表示の一般的な要件のように、将来の無因の義務を妨げるだけの無効原因については異なる。この場合には、行為者の目的決定が重要になる。売買や請負のような交換契約の場合、給付は反対給付を獲得するという目的決定で行われるので、契約が無効であるか取り消される（*aufheben*）場合、相互依存関係にある既に提供された給付の目的もなくなる。これに対し、本人の計算で行う事務処理では、出捐と本人の義務は相互依存関係になく、事務処理者が費用賠償を獲得できれば、出捐で追及された目的は達せられる。したがって、委任契約が無効でも法律上の原因は失われず、BGB812条の適用場面ではない。いずれにせよ、BGB677条、280条1項による責任は生じることは上述のとおりである。

(4) ハイנטツの見解

ハイントツは、主に資料と法文に現れた立法者意思に基づき、BGB 677条の意味での「他人のため」を主観的要件と構成する。すなわち、BGB 677条は「他人のために事務を処理する者」と規定しており、「受任者が委任者によって委託された事務を委任者のために無償で処理する」という委任と類似の表現を採用していること⁶⁸、BGB681条2文による包括的な委任規定の準用、委任法の直後という事務管理規定の位置⁶⁹、BGB681条の付随義務とBGB677条の注意義務規定⁷⁰から、立法者は事務管理を委任に類似の利益擁護の法制度と把握していたとの結論を導いた。ただ、委任では受任者が契約で定められた利益に従属するのに対し、事務管理ではその合意がない。これは客観的他人の事務処理の要件によっては補われない。そこで、他人の事務処理意思には、事務処理者が当該行為に関して他人の利益を自己のものとし、行為の実施を排他的に他人に合わせるといふ事情＝他人の利益のためであること（*fremdnützigkeit*）が現れ

ていなければならないとする。動機は行為者がその行為を合わせる指針ではないので考慮されない⁷¹。

具体的には、他人の事務処理意思の要件は行為者の観念に対する三つの要求から構成される。①事務処理者が行為の経済的結果その他の結果を本人に帰属させる意思⁷²。ただし、リスク並びに消極的な経済的結果を本人へ移転する意思は必要ない。贈与意思のある事務処理者に対しても本人は直接訴権を主張できるべきであるからである。②事務処理者が他人の利益のために行為し、その利益に資するという確信⁷³。他方で、自発性、つまり行為に義務付けられていないという想定は必要ではない⁷⁴。他人の利益のためであることは、委任の場合が典型的にそうであるように、行為に義務付けられている（と誤解している）ことによって失われぬ。自らの義務を充たそうという意思は行為の動機にすぎない。自発性は事務管理を不当利得から境界づけるために結果指向で要求されている。③事務処理が複数の異なる利益あるいは自己の利益に関わる場合には、行為を排他的に他人の利益に合わせ、自己や第三者の利益を劣後させる意思で補充される⁷⁵。

無効な事務処理契約に基づく行為は以上の要件を充たし、事務管理規定が適用されることになる。これによりBGB814条、817条2文が潜脱されるという批判には次のような反論がなされている⁷⁶。BGB814条と同様な結果は、BGB242条（信義則）により得られる。BGB817条2文に関しては、その一般的有効性自体が疑問視されている、各々の禁止法や良俗法の趣旨や目的に合わせて事務処理法の効果を制限すれば足りる、無効の制裁は履行請求権の排除によって実現されるなどである。

ハインツの見解が先に見たベルクマンと異なるのは、主観的な他人の事務処理意思が規範的に確認されるべきものではなく、実際の内心の意思として認定されねばならないという点である。ベルクマンは自らの学説の拠り所としてBGB686条をあげていた。ハインツによれば、この規定は、事務処理者が行為の基準とした利益の保持者の誤った同意を不顧慮とするものにすぎない⁷⁷。事務処理者の誤った想定が同一性の錯誤を超え、事務処理の付随事情にかかわる錯誤とはいえない場合には、BGB686条は適用されない⁷⁸。また、意思表示の客観的（規範的）解釈は、取引の安全、相手方の信頼保護を目的とするものであるが、事務管理は相手方がいないことを常としているから、他人の事務処理意思の解釈を意思表示の客観的解釈に倣うべきではない⁷⁹。規範的評価の際に考慮される客観的の事情が、他人の事務処理意思の認定にあたり裁判官の心証形成に影響することは当然である。しかし、端からの規範的評価は、事務処理者の人格における特殊を考慮することができず、事務処理者の被る不利益を正当化できないと批判する。

3 その他の学説

(1) ヤンゼンの見解

ヤンゼンは、DCFRに批判的検討を加え、一から制度を作ろうとするDCFRにおいて他人のためにする意図を要件とすることは愚かであると断じている⁸⁰。さらに、ドイツ法の解釈としても、動機は証明できないとして他人の事務処理意図を規範的要件と解するベルクマンらに対し、事務管理の伝統と異なり、判例と異なる結論に至ること、扶養義務を果たさない者のための事務管理の成立を前提とするBGB679条が体系矛盾を引き起こすことを批判している⁸¹。ヤンゼンは、ドイツの事務管理が求償制度として機能してきたことを前提に、「主として他人のためにする意図」が費用償還の適切な制御機能も果たさないと批判した。すなわち、介入者が誰の利益を促進するつもりであったかを重視して本人を決定すると、例えば、被害者を救助した者が最終的な負担帰属者（加害者）に費用償還請求ができず、受益者（被害者）無資力の負担を負うこととなり不当である。したがって、ヤンゼンは、費用償還制度としての事務管理を維持する場合には、問題となっている費用が誰に関係するかという客観的帰属理論がふさわしく、そうでなければ、この問題を不当利得へ移すべきであると主張する⁸²。

一般に費用償還制度としての事務管理の特色は事務処理者の請求権が成果非依存であることにある。しかし、彼によれば、事務処理の正当性が本人の利益状態に客観的に焦点をあて評価される限り、正当性の評価と不当利得の節約された費用は本人の仮定的同意が認められるか否かという同一の基準を手掛かりに判断されることとなり、この点で事務管理と不当利得に違いは認められない⁸³。その結果、不当利得との違いはBGB814条、817条の適用の有無のみとなり、事務管理の適用によってこれらの規定を免れる理由はないことから、不当利得が優先して適用されるべきことが説かれる。そして、この結果を導くために事務管理の要件を記述することに、利他的動機の要件を含め従来の見解は成功していないという。

また、ヤンゼンは、契約開拓の事案についても、過剰な取引費用がかかる場合に契約の成立を擬制することで解決を図ることとし、事務管理を必要としない。とはいえ、事務管理が定める事務処理者の特別な義務については意義を認める。直接訴権と反対訴権の要件を同期化するドイツの通説に対して、正当でない事務管理の本人の法的保護に欠缺が生じる、正当な事務管理者の方が、正当でない事務管理者より厳格な義務にさらされると批判する。そして、「他人のため」がもっぱら特別な義務の要件であるとすれば、利他的動機は必要なく、事務の他人性を実際に認識していたか、過失、つまりもしかすると他人の権利領域で行為しているかもしれないという意識で十分であると結論づけている⁸⁴。

(2) ハルケの見解

他人の事務処理意思あるいは意識のある事務管理とは別に、他人の事務処理意思あるいは意識はないが、成果があると判明した事務管理を第二の事務管理として認めることを提唱する。ハルケによれば、このような事務管理を承認することは、古典期ローマ法学者の趨勢を受け継ぐことになる⁸⁵。古典期の不当利得法は財産移転の解消に向けられており、利得債務者の責任は獲得された対象の価値の賠償にとどまっていたため、事務管理を認めることではじめて本人に利得の吸い上げ請求権を、事務処理者に費用賠償請求権を付与することができた⁸⁶。中世以降は、事務管理の適用領域は他人の事務処理意思のある事務処理に制限され、事務管理の不当利得防止機能は、自然法学説では転用物訴権⁸⁷に、パンデクテン法学では不当利得⁸⁸に配分された。以上のハルケによる事務管理の沿革に関する論旨の検証には手を付けられなかったということを留保しつつ、彼が古典期ローマ法学における事務管理を下地に提案する第二の事務管理の要件・効果を参照すると次のとおりである。

行為が結果として有用であると判明することが要件である。成果のある事務管理の効果として、本人の損害賠償請求権は認められない。不法行為法の規定を不要なものとしないう、事務管理に基づく損害賠償義務の要件としては、処理された事務が他人の財産領域に属することを認識していることが必要である。第二の事務管理の本質的效果は、利得の吐き出しを求める本人の請求権と事務処理者の費用賠償請求権である。他人の財産の投入は、その財産の保有者に獲得された利得に対する権利をもたらし、これに、事務処理の有用性によって上限を画される事務処理者の費用賠償請求権が対峙する。ハルケは、この結果が今日の解釈学の採用する侵害不当利得によってもたらされるならばよいが、それには割当内容説の「空虚な定式」によるしかないとして、第二の事務管理の必要性を主張する⁸⁹。

さらに、ハルケは、義務に基づいてあるいは義務があると誤解して他人の利益を促進する事例の適切な解決をも約束するという⁹⁰。他人の事務処理意思のない成果のある事務管理を承認することにより、他人の事務処理意思ある事務管理の適用領域を自発的な行為の事例に制限し、自らの義務の履行行為に利他的制度を適用するという矛盾を免れさせることができる。事務処理者が自己の義務の履行のために行う場合、第二の事務管理が認められるための要件は、ただ事務処理が結果において有用であることである。それゆえに、二当事者関係での債務なき給付の事例は、不当利得により清算が行われ受領者に利益がないので要件を充たさない。事務処理者と第三者に委任関係が存在する事例でも、受益者（本人）が第三者たる委任者との関係で当然に与えられるべきものを獲得したに過ぎないとき、あるいは、受益者（本人）が委任者に対して不当利得

による利得の返還を義務づけられるとき、第二の事務管理は成立しない。これにより、成果のある事務処理は不当利得法との衝突を免れ、給付関係に配慮した償還請求を可能にする。

ただし、ドイツにおいてはBGB687条1項によって自己の事務と認識している事務処理への事務管理規定の適用は拒否されているため、第二の事務管理への事務管理規定の類推への道は閉ざされており、法改正が必要とされている⁹¹。

4 若干の考察

(1) 各学説の結論における違い

①自己の利益にもなる事案（隣家の浸水を回避するために建設業者を呼んだが、そうしなければ自身の家も浸水することを認識していたという事案（DCFRの例））、②第三者に対する義務の履行事案、③無効な契約上の義務の履行事案で、各学説が「他人のため」要件を認めるか否か、事務管理の成否について確認する。

①類型：動機としての「他人のため」を要件とするのは、DCFR、ジッペルである。DCFRでは、上記の例で「主として他人のためにする意図」が認められているものの判断基準は示されていない。ジッペルは③を検討対象としているため①への言及はないが、③において他人の事務処理意思の優越を判断するためのメルクマールとして義務がないことと無償性を提示しており、これによって他人の事務処理意思は認められるものと思われる。ハルケの論文からは、本来の事務管理の場合には動機としての他人の事務処理意思を要件としていることが窺われるが、そこは本筋ではなく、この見解の特色は、仮に本来の事務管理では利他的な動機を要件としたとしても、成果があった場合には動機の判定を要しないところにある。ベルクマン、B.シュミット、ロヤール、ハインツは、動機は「他人のため」の要件に影響を与えないとする立場であるので、同種の事案でこの要件を否定しない。ベルクマンとハインツは、事務処理者自身が事務処理によって利益を受ける場合でも、行為が本人の利益に調整されていれば他人の事務処理意図を認める。ベルクマンの場合、隣家の浸水の回避行為であることから規範的に事務処理意図が認められ、実際の内心の意思を必要とするハインツによっても、事務処理者が専門家に依頼することにより具体的な措置は隣人の損害の除去に向けられることになることからこの意思が肯定される。ロヤールも事務処理者に「本人は費用賠償の代わりに出捐を保持してよい」という意思がある限り、自己の利益は問題にしないので他人の事務処理意思が認められる。

結局、①の場合には、利他的な行為の促進という目的を徹底するDCFRによっても他人のためにする意図は認められている。しかし、事務を引き受けた動

機によって「他人のため」を判断する場合には、事案の安定的な解決は望めない。動機を考慮すべきか否かについては、事務処理者が「自分の家の浸水を回避するために隣家を修理してほしい」と業者に依頼した場合に、それが隣人の利益に適合した方法であっても事務管理を否定すべきか、否定した場合の不当利得による解決が妥当であるかが問題となる。ただ、事務処理が複数の者の利益になる場合に動機を考慮するにしても、事務処理の実施が本人の利益に調整されていない場合には事務管理を成立させる必要はないであろうから、まずは、ベルクマンらのように、誰の利益が事務処理実施の基準となっているかを見極めることは有益と思われる。auch-fremden Geschäftでの他人の事務処理意思の認定に当たり事務処理引受けのきっかけを重視するジッベルも、第一段階では他人の利益擁護であるかどうかを判断するのであり、この段階で行為の基準となっていない利益を除外できれば、auch-fremden Geschäftに該当する事案を削減することができる。

②類型：DCFR, B.シュミットは、第三者に対する義務がある故に、一律に他人の事務処理意思を排するわけではないが、認められるのはまれな例となる。DCFRは、第三者から委任されて事務を処理したが、委任がなくとも好意で本人の事務を処理していたといえる場合⁹²を、B.シュミットは、客観的に存在する義務について錯誤がある場合や、あえて義務に違反する場合を例外事案にあげる。ベルクマンとハインツは、事務処理の実施を本人の利益に合わせる意思が認められる限り、自らの義務の履行であることは動機に過ぎないとして「他人のため」の要件を認める。第三者に対する義務と本人に対する義務が矛盾する場合、ベルクマンによれば規範的に「他人のため」の要件は否定され、ハインツによってもこの要件を認定することは困難となろう。

②は事務処理者が自らの義務を履行するつもりであるという点で次の③と共通するが、③とは異なり、事務処理者と第三者との間の契約関係を終局的な法律関係とすべきかという問題がある。DCFRは条文で明確にこれを肯定している。逆に、ヤンゼン、ハルケは、第三者無資力の負担を事務処理者に負わせることを妥当とせず、本人に対する事務管理成立の可能性を認める。ただし、ハルケの第二の事務管理は、本人が第三者との関係で当然に与えられるべきものを利得する場合、あるいは、本人が第三者に対して不当利得による利得の返還を義務づけられる場合に成立しない。この点、わが国の判例で転用物訴権が認められる要件と比較すると、わが国では、本人が対価関係なしに利益を受けたときに限り法律上の原因なくして利益を受けたということができてとして不当利得が成立する。ハルケの第二の事務管理が承認される状況は、わが国の判例⁹³が転用物訴権の成立を認める状況より限定されると考えられるため、利得の算定方法によってはわが国の不当利得ではカバーできる。また、ベルクマ

ンは、事務処理者がもっぱら第三者から報酬を受けるという合意がある場合、BGB685条1項を根拠として事務管理を限界づける。ベルクマンの見解では、第三者との間に報酬合意がある多くの場合に規範的に本人への贈与意思が認められると思われる一方、第三者の支払い能力に不安のある状況では贈与意思が否定される。したがって、この見解では、本人への請求の必要性が高い状況で、第三者・本人間の法律状態にかかわらず、少なくとも本人に対する費用賠償請求が認められる可能性がある点で、不当利得制度を超える結果に至る。ただし、上述のとおり、報酬請求はできない。

③類型：無効な契約に基づく事務処理行為は通常「他人のため」の要件を充たさず（DCFR, ジッペル, B.シュミット）、あるいは競合問題の平面で（ヤンゼン）無効な契約の清算にはBGB812条以下を適用する見解、「他人のため」の要件を充たすとして、無効な事務処理関係にも事務管理規定を適用する見解（ベルクマン、ハインツ）、無効原因により区別する見解に分かれる（ロヤール）。費用賠償請求の側面におけるこれらの見解の実質的な違いを確認する。まず、無効な事務処理契約に事務管理規定を適用することによって、BGB814条（非債弁済）、BGB817条2文（不法原因給付）の適用が潜脱されるという問題は、ベルクマンらによっても回避される。つまり、BGB242条（信義則）を通じて矛盾行為は禁止され（ハインツ）、BGB134条（法律上の禁止違反）の場合には、当該行為が禁止された法律の趣旨に基づき請求は棄却され、事務管理適用否定説と同様の結論に至り得る（ベルクマン、ハインツ）。しかし、ベルクマンらは、不当利得よりもむしろ事務管理こそ無効な事務処理契約の清算に適合する規定と捉えており、無効原因による違いは意識されていないように思われる。ロヤールの見解では、無効な事務処理契約へのBGB677条以下の適用は限定され、形式要件違反による真正な（経済上の代理の性格をもつ）事務処理契約に限られる。彼によれば、BGB814、817条2文は費用賠償請求権を捕捉しておらず、BGB814、817条の潜脱という批判は当たらないので、形式要件違反による真正な事務処理契約の無効では純粋な費用賠償請求が認められる限りで、事務管理適用否定の立場とは異なる。以上の通り、BGB814、817条2文の適用領域自体が争われていることとも相まって、同規定の適用の有無による実質的な差異は薄められる。しかしながら、少なくとも公序良俗違反による無効の場合には、費用賠償請求のみならず、事務処理者の義務の規定に限っても適用する必要がなく、無効原因に関わらず事務管理規定を適用する見解には疑問がある。また、不当利得と事務管理の適用による差異は、後に見る利得概念にも見られる。

無効な事務処理契約でも「他人のため」の要件は充足されるという立場に立てば、契約締結の合意に至らなかったという事案でもこの要件を否定する理由

はない。しかし、無効な事務処理契約の清算に事務管理を適用する説においても、契約交渉失敗のリスク配分ルールは事務管理に優先して適用される。無効な事務処理契約や契約合意が成立していなかった事案の処理に当たり、不当利得や契約法のルール等事務管理の外にある他制度との競合問題の評価を経た結果を、「他人のため」の要件その他の事務管理の要件を使って実現することは困難という点は、ヤンゼンに共鳴する。

(2) 事務処理者の義務の正当化根拠としての「他人のため」要件

ロヤールは、成果のない費用の償還請求を認めることをこの制度に特有の法的効果とし、「他人のため」要件の解釈に当たり、この効果との関係を重要視した。これに対し、事務管理を不当利得、不法行為にも見られる調整債務関係を超えて当事者間の法律関係を包括的に形成する法制度とするのが事務処理者の付随義務規定（報告、顛末報告義務、通知義務、待機義務）、BGB677条の注意義務の規定であるとして、これらの義務を正当化する要件として「他人のため」を把握するのがベルクマンとハインツである。そこで、「他人のため」の要件は、これらの義務を引き受ける心構えがあり、引き受けることが可能であることを包含することになる。B.シュミットにとっても、事務処理者の包括的義務は事務管理の債務関係に特色を与えるものであり、他人の事務処理意思は、事務処理者の本人の支配への従属とその指示を守る心構えを含む⁹⁴。

これらの学説が、BGB677条の事務処理者の義務、通知義務、待機義務を含めて、事務処理法に特有の当事者間の信頼関係の実現や本人の利益の擁護に資する義務とし、共通の要件の下に置くのに対し、ロヤールは、これらの義務は、成果のない事務処理のリスク配分とはかかわりない義務であるとして事務処理法に特有の効果に含めない。ロヤールによれば、BGB677条の義務違反の責任は、完全性利益を内容とする損害賠償責任であり、事務処理関係の特別な他人の利益のための目的設定の現れではない。この責任は、BGB823条の不法行為責任と比較すると、絶対権侵害を要件としないという点で本人に有利となっているが、BGB677条以下の意味での他人の権利領域への意識的な侵害の場合には、行為者が責任リスクを評価し、損害回避措置をとることができるので、絶対権侵害に制限する必要がないというにすぎない、BGB677条の本人の意思と利益の基準も本人の完全性利益が言い換えられているにすぎないとして、結果、BGB687条2項とのすみ分けに必要な限りで、最も広い意味で本人のより良い地位を目的としていることのみを要求する。さらに、事務管理の他制度への解消も視野に入れるヤンゼンは、注意義務違反の要件としては、事務の他人性の認識すら必要なく、過失、つまりもしかすると他人の権利領域で行為しているかもしれないという意識で十分とも言う。この点、わが国でも事務処理者は

697条の下でBGB677条と同趣旨の義務を負っており、義務違反の効果が損害賠償責任であることから、事務処理者に義務を引き受ける心構えがあること、引き受けることが可能であることまで必要であるのか検討を要する。

（3）不当利得と事務管理の同期

事務処理者の個々の支出が過失なく不成功に終わった場合、例えば、本人のために取得されたものが引渡し前に滅失した、他人の物の修理が失敗した、あるいはこれがのちに滅失した場合にも、利得があると考えるか。ヤンゼンの主張するように、利得概念への費用の節約の採用により、費用と利得は同期しているとすれば、「他人のため」にする意思を要求する必要はなく、不当利得に解消してもよいという結論になるのも当然と言える⁹⁵。これに、ロヤールが反対している。ロヤールによれば、費用の節約が存在しているかどうかは、BGB683条1文の本人の利益と意思への適合の基準ではなく、具体的な事案の事情にかかっている。本人が事務処理者の行為がなくても支出を自分で行った、そして、事務処理者の費用を無駄にした出来事が、彼の支出をも無益にしていたということが確実であることが必要である。したがって、例えば、事務処理者によって手に入れられた隣人のための建築資材が取付け以前に滅失していた場合には、費用の節約にはならない。この問題は、不当利得の側で費用の節約をどの程度緩やかに判定してよいかにかかる。

また、ハルケは、不当利得によれば、事務処理者の事務処理による利得を本人が吸い上げることができないという前提で、第二の事務管理を主張した。この点は、わが国の学説上も、損失者が請求できるのが客観的価値の返還か転売価格の返還かにつき争いがある。しかし、いずれの説に立つにせよ、不当利得と事務管理とでの評価は異なるべきではないと思われる。不当利得上、善意の利得者が自らの才覚により得た利得については利得者に帰すると評価すべきなら、「他人のためにする意思」のない事務管理で本人にそれ以上の請求権を付与する必要はない。その意味では第二の事務管理の必要性は高くない。

ドイツの学説は事務管理の体系的位置を重視し、一方では「他人のため」を委任契約の当事者の合意の対応物と捉え、他方では、委任と並ぶ他人の利益擁護の制度と捉えている。この点、事務管理を債権発生原因の一つとして不当利得・不法行為に並べて規定している日本では体系的位置が異なっており、少なくとも、「他人のため」を委任契約当事者の合意の対応物と捉える見解をそのまま採用することは困難である。他方、「委任なき事務処理」という名称は採用しないものの、委任の規定を準用するわが国において、事務処理制度としての共通性に着目して「他人のため」の解釈に取り入れる見解は参照可能である。

本稿で参照した近時の学説に絞れば、ドイツにおいては事務管理の効果に応じて異なる要件を設定する説が優位である。ベルクマン、ハインツとヤンゼンは、事務管理の直接訴権と反対訴権の要件を分ける。ロヤールは、事務処理者の費用償還請求権、報告義務、顛末報告義務、受領物返還義務の要件と事務処理者のBGB677条の義務、通知義務、待機義務の要件を変える。また、ハルケはもっぱら費用償還請求を発生させるために成果を要件とする事務管理を加える。少なくともドイツの従来の事務管理適用事案について一つの「他人のため」の要件で妥当な解決をもたらすことには困難を生じているといえる。次章では、わが国の裁判例を収集し、具体的事案の請求内容ごとの「他人のため」要件の意義を考察する。

注

- 1 拙稿「有益的事務管理に基づく報酬請求権」東海法学53号88頁
- 2 例えば、東京消防庁のバイスタンダー保険制度（平成27年）、JAL、ANAの医師事前登録制度（平成28年）等。
- 3 後述のSippl, *Geschäftsführung ohne Auftrag und die Abwicklung fehlgeschlagener Vertragsbeziehungen mit Geschäftsbesorgungscharakter* (2005) の他, Gold, Ingo, „GoA“ bei nichtigen Werkverträgen? JA 1994, 205. Lorenz, *Gescheiterte Vertragsbeziehungen zwischen Geschäftsführung ohne Auftrag und Bereicherungsrecht*, NJW1996,883, Einsele, Dorothee, *Geschäftsführung ohne Auftrag bei nichtigen Verträgen*. JuS1998, 401. Schulze, *Anmerkung zu BGH, Entscheidung vom 23.09.1999*. JZ 2000, 523. Falk, *Von Titelhändlern und Erbensuchern* JuS 2003, 833. Hader, *Die Geschäftsführung ohne Auftrags als Anspruchsgrundlage bei gescheiterten Verträgen* (2006) 等。
- 4 DCFRの翻訳として、窪田充見他監訳「ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則—共通参照枠草案 (DCFR)」(2013)、平田健治「事務管理の構造・機能を考える」(2017年) 115頁以下があり、参照した。後者には、詳細な内容の紹介、検討がある。
- 5 *Principles of European Law, Study Group on a European Civil Code, Benevolent Intervention in Another's Affairs*. Prepared by Christian von Bar, (2006) (以下、PEL/von Barとする) Introduction, L, 83 (S.90)
- 6 BGH, *Urt.v.23.9.1999* NJW 2000, 72, 拙稿・前掲註(1)53頁参照。
- 7 Cristian von Bar, Eric Clive edited, *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR), Full Edition*, (2010), Vol. 3, Book V, Chapter 1: 101, PEL/von Bar, Chapter 1, Article 1: 101, C, 21 (S.108)
- 8 PEL/von Bar, Chapter 1, Article 1: 101, C, 22 (S.110)
- 9 PEL/von Bar, Chapter 1, Article 1: 101, C, 23 (S.110)

- 10 PEL/von Bar, Chapter 1, Article 1: 103, D, 18 (S.193)
- 11 PEL/von Bar, Chapter 1, Article 1: 101, C, 24 (S.110)
- 12 Jansen, *Negotiorum gestio und Benevolent Intervention in Another's Affairs*, *Principles of European Law?* ZEuP, 2007, 958. S.980. Hartmann, *Von der negotiorum gestio zur Benevolent Intervention in Another's Affairs*, in: FS für Eduard Picker zum 70. Geburtstag, (2010), 341, S.348. Heinz, *Die echte Geschäftsführung ohne Auftrag*, (2013), S133.
- 13 提案に対するドイツ学説の反応について、平田・前掲註(4)があり、特にヤンゼンの主張について詳しい。
- 14 Jansen, a.a.O. (12) S.983ff. Hartmann, a.a.O. (12) S.348ff.
- 15 Hartmann, a.a.O. (12) S.351, 358.
- 16 Jansen, ZEuP, a.a.O. (12) S.984, Westermann, *Die negotiorum gestio als Gegenstand europäischer Gesetzgebung*, in: *Perspektive des Privatrechts am Anfang des 21. Jahrhunderts*, in: FS Dieter Medicus zum 80. Geburtstag, (2009), 611, S.616. Hartmann, a.a.O. (12) S.351f. 356.
- 17 Jansen, a.a.O. (12) S.985. 意識なく運び込まれた事故被害者の手術をする医師の動機と、行為無能力患者と知らずに無効な契約を結んで治療する医師の動機は異なる。また、悪天候に見舞われた登山者の救助に出動し、危険にもかかわらず救助を拒まれた場合の職業山岳救助者の動機と、相続人から契約提案を拒絶された相続人捜索人の動機は変わらない（いずれも前者で事務管理成立）。結果、動機は事務管理の適用領域の限界づけ機能を果たし得ない。
- 18 Heinz, a.a.O. (12) S.135f.
- 19 Jansen, a.a.O. (12) S.985.
- 20 Heinz, a.a.O. (12) S.143.
- 21 Wollschläger, *Die Geschäftsführung ohne Auftrag* (1976) S.320.
- 22 Gursky, *Der Tatbestand der Geschäftsführung ohne Auftrag*, AcP185, (1985) 13.
- 23 Bergmann, *Die Geschäftsführung ohne Auftrag als Subordinationsverhältnis*, (2010) S.47ff.
- 24 ここでは、Martinekによる利益構造分析による契約の分類（利益対立，利益同一方向，利益擁護）が基礎に置かれている。Martinek in; Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, (2006) Vorbem §§ 662ff. Rn. 23ff.
- 25 本文ではfremdnützigを「他人の利益のための」と訳した。論者によって付与した意味は異なる。ベルクマンの説明では，fremdnützigigen Geschäftsbesorgungの用語は事務処理要件の枠内では利益従属を表すと説明されている。Bergmann, a.a.O. (23) S.62.
- 26 Bergmann, a.a.O. (23) S.51ff.
- 27 Bergmann, a.a.O. (23) S.158f.
- 28 Bergmann, a.a.O. (23) S.159
- 29 Bergmann, a.a.O. (23) S.360f.
- 30 Bergmann, a.a.O. (23) S.361ff.

- 31 Bergmann, a.a.O. (23) S.386ff.
- 32 Bergmann, a.a.O. (23) S.396f.
- 33 Bergmann, a.a.O. (23) S.397ff.
- 34 Bergmann, a.a.O. (23) S.402ff.
- 35 Bergmann, a.a.O. (23) S.406
- 36 Bergmann, a.a.O. (23) S.408ff.
- 37 Sippel, a.a.O. (3)
- 38 Sippel, a.a.O. (3) S.172ff.
- 39 Sippel, a.a.O. (3) S.116. ただし、ここで参照されているのは、OLG Hamm NJW 1973, 2301のみである。
- 40 Sippel, a.a.O. (3) S.127ff.
- 41 Sippel, a.a.O. (3) S.149ff.
- 42 Sippel, a.a.O. (3) S.32f.
- 43 Sippel, a.a.O. (3) S.237f.
- 44 Sippel, a.a.O. (3) S.245ff.
- 45 B.Schmidt, Die berechtigte Geschäftsführung ohne Auftrag, (2007) S.51ff. 他に、BGB687条、686条、680条との関係でも主観的理解が支持されている。
- 46 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.56ff.
- 47 Gursky, a.a.O. (22) S.26f.
- 48 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.58ff.
- 49 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.69f.
- 50 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.70ff.
- 51 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.72ff.
- 52 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.77ff.
- 53 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.85f.
- 54 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.94f.
- 55 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.95f.
- 56 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.96. すでにGursky, a.a.O. (22) S.39. による指摘があった。
- 57 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.106.
- 58 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.110.
- 59 B.Schmidt, a.a.O. (45) S.120f.
- 60 Loyal, Die entgeltliche Geschäftsführung ohne Auftrag, (2011) S.39ff.
- 61 Loyal, a.a.O. (60) S.45ff.
- 62 Loyal, a.a.O. (60) S.44f.
- 63 Loyal, a.a.O. (60) S.206.
- 64 Loyal, a.a.O. (60) S.48.
- 65 Loyal, a.a.O. (60) S.252ff.
- 66 Loyal, a.a.O. (60) S.261.
- 67 Loyal, a.a.O. (60) S.287ff.
- 68 Heinz, a.a.O. (12) S.159ff.

- 69 Heinz, a.a.O. (12) S.163ff.
70 Heinz, a.a.O. (12) S.165ff.
71 Heinz, a.a.O. (12) S.195
72 Heinz, a.a.O. (12) S.197f.
73 Heinz, a.a.O. (12) S.198f.
74 Heinz, a.a.O. (12) S.200ff.
75 Heinz, a.a.O. (12) S.206ff.
76 Heinz, a.a.O. (12) S.251ff.
77 Heinz, a.a.O. (12) S.200ff.
78 Heinz, a.a.O. (12) S.186f.
79 Heinz, a.a.O. (12) S.187ff
80 Jansen, a.a.O. (12) S.986.
81 Jansen, Historisch-kritischer Kommentar zum BGB, Band III, § 677-687 I, Rn.93.
82 Jansen, a.a.O. (12) S.986.
83 Jansen, a.a.O. (81) Rn.113, 114, Westermann, a.a.O. (16). S.621. Hartmann, a.a.O. (12). S.355.
84 Jansen, a.a.O. (81) Rn.129.
85 Harke, Geschäftsführung und Bereicherung (2007) S.98.
86 Harke, a.a.O. (85) S.43.
87 Harke, a.a.O. (85) S.65ff.
88 Harke, a.a.O. (85) S.75ff.
89 Harke, a.a.O. (85) S.99.90f. ハルケは、誰かがある法的地位の保有者であるというだけで、他人がこの地位を利用することによって獲得する利益を当然に彼に付与すべきか否かについて、割当内容説は何も語っていないと主張する。
90 Harke, a.a.O. (85) S.99.
91 Harke, a.a.O. (85) S.100f.
92 PEL/von Bar, Chapter 1, Article 1: 103, D, 18 (S.193)
93 最判平成7年9月19日民集49巻8号2805頁
94 Bergmann, a.a.O. (23) S.152, 155. B. Schmidt, a.a.O. (45) S.59, Heinz, a.a.O. (12) S.167.
95 Hartmann, a.a.O. (12) S.356f. は、契約や不当利得に追いやればよいというものではないと批判している。

* * *

しおはら まりこ（本学法学部准教授）